

## 12月定例会提出予定議案について

- I 国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定・・・P. 2
- II 公の施設の指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3

福 祉 部

# I 国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定

## 1 制定の理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

## 2 制定の概要

- (1) 国民健康保険法施行令の引用条文を改める（第4条関係）。
- (2) 年齢調整後医療費指数等の特例に係る規定を削除するとともに規定の整備を行う（改正前の附則第3項及び第4項関係）。

## 3 施行期日

公布の日

## Ⅱ 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県福祉センター	神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会・ 株式会社CBS ファシリティーズグループ (代表者) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 会長 入江 武信 <sup>いりえ たけのぶ</sup> (構成員) 株式会社CBS ファシリティーズ 代表取締役社長 采倉 晃平 <sup>もくろく くらやま</sup>	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	[指定理由] ・施設の設置目的及び実際の状況について十分な理解がある。 ・入居団体との連携や指定管理者候補者のグループ化により、効率的な運営や障害者雇用の促進等、施設の設置目的や課題を踏まえた提案がなされている。 ・現行の指定管理者として、良好な指定管理業務の実績があり、適切な管理運営が期待できる。	